

平成19年度 第2回 芦屋市環境審議会 会議要旨

日 時	平成19年12月21日(金) 9:30~11:30		
会 場	南館4階 第1委員会室		
出席者	会 長 盛岡 通 副会長 浅川 好雄 委 員 岸 寿子, 日下部 昇, 小林 功, 幣原 みや, 竹内 恵子, 立花 暁夫, 津久井 進, 畑中 俊彦, 林 まゆみ(欠席), 山崎 古都子(欠席) 事 務 局 山中市長, 定雪環境部長, 佐田都市計画担当部長, 橋本環境担当次長, 徳満都市計画担当次長, 岡松まちづくり・開発事業担当課長, 林公園緑地課長, 森位環境課課長補佐, 下岡公園緑地課課長補佐, 東都市計画課課長補佐, 越智環境課主査, 鹿嶋都市計画課係員		
会議の公表	公開	非公開	部分公開
	< 非公開・部分公開とした場合の理由 >		
傍聴者数	1 人		

1 議題

< 諮問事項 >

- 1 芦屋市緑の基本計画について

< 報告事項 >

- 1 芦屋市緑化等環境保全事業助成金の交付状況等について
- 2 芦屋市環境計画の進捗状況について
- 3 芦屋市環境保全率先実行計画の実施状況について
- 4 芦屋市保護樹等指定状況について

< 説明事項 >

- 1 保護樹等の指定について

2 内容

1 開会

橋本次長： 環境審議会を開催させていただきます。会議に先立ちまして山中市長より一言ご挨拶をさせていただきます。

2 市長あいさつ

山中市長： 皆さま，おはようございます。年末で大変お忙しいところでございますが，環境審議会にご出席をいただきまして本当にありがとうございます。また，皆様方には環境行政のみならず市政の各般に渡っているいろいろご協力をいただいておりますことにも心からお礼を申し上げたいと存じます。本市は豊かな自然環境に恵

まれた都市として発展をしてきました。この良好な環境をこれから守り、さらにまた発展していかなくてはならないところでございます。本日の審議会の諮問事項にも挙げさせていただいております、緑の基本計画案につきまして、これは街の緑全般につきまして将来あるべき姿を明らかにし、緑を守り育て創り、そして、豊かな緑豊かな我が街を次代に引き継いでいくために作成しようと考えておるものでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げたいと思います。今日は本当にありがとうございます。

### 3 諮問

橋本次長： 本日、盛岡会長が所用で少し遅れるということで聞いておりますので、その間、浅川副会長の方に議事の方をよろしくお願いしたいと思います。本日は、芦屋市緑の基本計画案につきまして、諮問をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。それでは山中市長の方から浅川副会長の方に諮問書をお渡しさせていただきます。

山中市長： 芦屋市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。芦屋市の緑の基本計画の策定について諮問。都市緑地法第4条第1項の規定及び緑ゆたかな美しいまちづくり条例第31条第1項の規定により、芦屋市緑の基本計画を策定するにあたり緑ゆたかな美しいまちづくり条例第7条第3項を準用し、芦屋市緑の基本計画案について審議会の意見を求めます。以上。どうぞよろしくお願いたします。

橋本次長： 各委員さんのお手元の方には、諮問書の写しをお配りしておりますのでよろしくお願いたします。それでは、ただいまより会議の進行をお手元の会議次第により進めさせていただきますが、市長はこの後、別の公務がございますので、退席させていただきます。

山中市長： どうぞよろしくお願いいたします。

### 4 議事

橋本次長： それでは、浅川副会長に後の議事をよろしくお願いいたします。

### 5 委員の出席状況の報告

浅川副会長： 盛岡会長が少し遅れるということでございます。それまで私が進行をさせていただきますのでよろしくお願いたします。それではまず、本日の出席状況を事務局の方でご報告お願いしたいと思います。

橋本次長： 委員定数12名中現在のところ、9名の委員さんが出席されております。過半数の委員さんがご出席されておりますので、会議は成立しております。

### 6 署名委員の指名

浅川副会長： 今日の会議は成立ということでございます。それでは次に本議事録の署名の方をお願いしたいと思います。今回は日下部さんと小林さん、本日の議事録の署名のほどよろしくお願いたします。次に、本会は原則として公開でございますので、今日傍聴される方がいかがでしょうか。

橋本次長： 1名の方が、傍聴を希望されております。

浅川副会長： それでは、入っていただきたいと思います。

橋本次長： あと議事録も公表することになっておりますので、ご了解いただきますようお願いいたします。

## 7 議題

### < 諮問事項 >

#### (1) 芦屋市緑の基本計画について

浅川副会長： 本日の議題というところに入っていきたいと思いますが、今会長が来られましたので、交代します。

盛岡会長： 今諮問をいただきました芦屋市の緑の基本計画案につきましてのこれからご審議をいただく件とそれから報告事項 4 件ということでございます。緑の基本計画について答申ということでございますので、この点はすでに市民の皆様からのパブリックコメントも含めて進めていただいているということでございますので、こういう場合の経過についてまずご説明いただきまして、審議会委員各位のご深慮をお願いしたいと思います。どうぞご説明よろしく願いいたします。

岡松主幹： ~ 芦屋市緑の基本計画の説明 ~

盛岡会長： 前回審議会でもご意見伺いまして、写真等の表現等はずいぶん改善されたというように思っておりますが、いただいた意見のいくつかは実施段階での配慮という形にさせてほしいという文言もございましたので、若干全面的に反映したのではないという件もあるかと思えますけれども、あらためてご意見等を伺いたいと思います。ご説明に対する質問等から入っていただいても結構かと思えますがいかがでしょうか。

立花委員： ちょっと抽象的になりますが、今の説明の中で芦屋らしい緑という言葉をご説明なさいました。この中に芦屋らしいという言葉がどういうことなのか。というのは常々我々が芦屋市で活動するにあたって芦屋らしいという言葉、非常に難しいので、いろんなとられかたがあるのでそれちょっと教えてほしいんですけど。

盛岡会長： かなり根源的な問題ですが、どうぞお答え下さい。

岡松主幹： 芦屋らしいとは、芦屋らしい街並みとか、この緑の基本計画の前に、芦屋市都市緑化推進基本計画を平成 5 年 3 月に策定している。芦屋らしいというのは、難しいと思います。少なくとも緑の基本計画を策定するにあたり、芦屋らしい緑というものについて、一定のものを位置付けて、提案をしています。いやそうじゃない。芦屋らしい緑がどんどん変わっていく可能性もございます。先ほど言いました前の計画の中で、この 3 つのものを、芦屋らしい緑としています。芦屋らしいというのは、それぞれ具体的なところで位置付けしながら、総合的にできあがっていくのかなという感じなのですが。少なくとも「芦屋らしい緑」は、市民の皆様の共有できるものを掲げることができたということで、掲げました。

盛岡会長： よろしいでしょうか。ご質問の主旨。

立花委員： 私は仕事で東京に行くのですが、外から見た芦屋というのは、まだ、六麓荘に住んでいる街みたいな芦屋らしさを言っているんですね。私は、芦屋というのは数字は別にして、緑に囲まれた環境のいい街なんやと言うときに、今のフレーズが使えるかなと思って聞いたんです。

盛岡会長： いかがでしょうか。六甲の山並み、そして大阪湾の海、そしてその市街地には個人住宅等のその敷際の緑ということで訴えられていますが、その敷際の緑は必ずしも六麓荘のような大邸宅の緑だけではなくて、市街地はたくさんの緑を市民自ら育てているんだというイメージかと私は思います。それを特に JR 芦屋、阪神芦屋の間で今後重点的に進めていこうと、市民、行政、そして事業者の参加で進めていこうと、こういうスタートです。そういうことでは非常に明確なスタイルを

とっているんじゃないかと思いますが。どうぞ、ご質問なりを。

立花委員： 例えば、市ができる緑化運動というのがありますが、個人住宅であるとか事業者に緑化をと言ってもこれは指導できませんよね。それはどういう風にしていくんですか。

盛岡会長： 助成制度の活用とか、それから、緑をつくるためには協働してという場合は、敷地、それから苗木、それで育てて管理していくという人の問題を含めてのプランがあると思います。それはたぶんこの中にはかなり詳しく書いておられると思うのですが。

立花委員： 私が言っているのは、そういうことしないで、個人が、芦屋市に住んでいる一般市民が、芦屋はやっぱり緑多い街にせないかなという意識を持って、自分自らそういう風な緑化をさそうという、そういう意識付けとかが一番大事なかなと思ったんで、そういうのはどうしてやるのかなと。

盛岡会長： 環境基本計画の「芦屋エコライフ」のところにはそういうことが書いてあるかと思いますが、事務局の方で説明して下さい。

立花委員： 私はコミスクの連絡協議会の代表で来ているわけですから、我々はこのことに専門家ではなくて基本的に一般市民に接している窓口ですから、逆にこれいっぱい聞いているのは、例えばコミスクレベルで市民の意識改革みたいな、もっとこれを理解してこうしようみたいな、何か考えようかなと思ってますから、今質問しているんです。

盛岡会長： コミスクのような各種団体との連携というのは非常に大事なことです。そのときに行政はどんな形の訴え方、場を作られるんですかと。

岡松主幹： 33, 34 ページに緑化重点地区という考え方を書いておりますように、約 50ha のエリアを想定して、この地区の土地の利用のされかたが近隣商業地域ということで、緑化をするのが難しいところで、このエリアの中に精道小学校も含まれていますので、緑化重点地区に指定して緑化をする精道小学校の関係の方の協力も、そういう会議といいですか、どういう組織ができるかはまだ明確にはできておりませんが、一定の集まりを作って、この計画を実現していきたいと考えています。今のところ 1ヶ所しかこういうものを掲げておりませんが、市域全域にできていったらと考えています。

立花委員： この会議に出る前、こういう緑化は全く知らなかったんですね。この会議に出てからは、ああそうやと思って、実はベルポートの近くに空き地があって、仲間が言うから、向日葵植えたよ、植えようやとなんか意識がそうなるんです。だから、やっぱり市と我々が組んで、そういうことを意識付けたら個人はやっぱり動くし、なんかするんで是非そういうのを協力してやりたいなとこういうのが結論です。

盛岡会長： 私もよくそういう話を聞くんですよ。植えましょうとか、植えたいですとか、寄付してもいいですかとおっしゃるんだけど、行政の方が受け皿ない、時間がない、窓口がという話をよく聞くんで、是非積極的に受け止めていただきたいと思います。それでは違う部分で結構ですが、ご意見をどうぞ。

浅川副会長： 今、立花さんの話と最後の方で重複するのですが、芦屋市の庭園都市の宣言が平成 16 年になされました。それと同年ぐらいに芦屋市緑化協会というのが統廃合されて、解散すれなくなかったという。そういう逆行するような現象があの当時生まれておりますので、なんであれがなくなってしまったかなあ。市民と行政との間に入りまして緑化協会が、もっともっと芦屋市の緑を増やしましょう、住

みよい街にしましょうというようなものが目的とした緑化協会。これはなくなっていませんよと言われるかもしれませんが、緑化協会そのものはなくなりました。その経緯について、我々携わったものが残念やなあということで廃会を黙認せなしゃあないという経緯やったんですけど、今から考えたらちょっと逆行かなという気がします。その面について行政の方はいかがでしょうか。

林課長： 今、浅川副会長が申されました都市整備公社の前身に、芦屋市緑化協会というのがございましたけれども、「芦屋花と緑の会」がその組織として住民の集まり 600 名くらいの会員さんがおられたわけです。その経過の中で庭園都市と一緒に花作りをしようという我々思いがあったんですけども、行財政改革の一環の中で外郭団体を廃止しようという動きがございました。都市整備公社の解散に伴いまして、当時、都市整備公社が芦屋花と緑の会の事務局業務をやっておりました。会員さんからの会費も集めて、そういう取り組みをやっておりましたが、その業務が全て市の直営業務、あるいは総合公園での指定管理業務、そういう分担ということになりましたので、当時の公園緑地課の体制では事務局業務は難しいということで芦屋花と緑の会の正副会長会議を含めて説明をさせていただいた経過の中で、やむなく解散ということになりました。市といたしましては、庭園都市をさらに推進するためにアクションプログラムで今取り組んでいるところでございますけども、市内に 69 あります住民の緑化団体、この方たちと交流会を深めながら新たな団体作りについて今検討しているところでございます。以上です。

盛岡会長： この 69 ある緑化団体の窓口は現課でやっておられるということですか？

林課長： はい、公園緑地課で。

盛岡会長： 事務局的な機能もなさっておられるのですか？

林課長： 特に助成金の交付事業をやっております。会費を集めたりという会ではないです。

盛岡会長： わかりました。

小林委員： 芦屋らしい緑ということで、3つに絞られているんですけど、写真で見るとその印象では、やはりその六麓荘であったり芦屋川、まあ六甲山系ということで多くの市民の方が携わることができない分、共同って意味ではちょっと難しい。そういう意味でこう考えると、街路樹の景観というのは非常に私も芦屋らしい緑の1つでないかなと。例えば岩園のケヤキ並木であったりとかですね、朝日ヶ丘のイチヨウであったり、臨港線のマユミであったりという部分では、ここでこう3つに絞ってきてるってというのは非常に違和感を感じるわけなんですね。その辺ちょっとお聞かせ願えたらなと思います。

岡松主幹： 芦屋市の場合は、浜地域とかの埋立地につきましては、公園とか緑道とかが豊かですけども、市街地は、公共の緑が非常に少ない。写真は、どこをとりましても既成市街地ですと場所がわかってしまいますので、六麓荘の写真ですが、公共の緑が既成市街地では少ないものですから、いわゆる個人さんの住宅と道路の間の緑化。市民・事業者の方が緑化していただける部分という意味で、写真での表現が非常に難しく、どこの写真をとっても迷惑がかかってしまう。六麓荘の緑だけを言っているわけじゃなくて、どこにでもある道路と住宅、マンションの間にある緑の充実が芦屋全域の緑の充実になるのではないかなとイメージしています。

盛岡会長： たぶん小林さんがおっしゃったのは、六甲山系の緑というのは、別にその緑の樹種とか特徴っていうのは、あんまり言ってないですね。本当は奥池の調

査きちっとされて、本当に特徴ってなんだろうっていうのを掴む必要があると思うんですが。一方で、その芦屋川沿ってというのはクロマツ含めて意図的に育ててきたわけですから、樹種とそれから景観というのはある程度1つのイメージとして確立しているわけです。それに対して市街地の緑は、どういう緑でどういう景観を構成しているのかっていうのは、結構その育て方とか樹種の選び方とか、あるいは街並みとの関係で、皆な共通ではなくて、先ほどそのマユミという樹種もおっしゃられたように、通りやその街角にはその風情はその街ごとに少しずつ違う。だけど、全体として芦屋市民は育っているという共通項を持っていると。ここのイメージと、自ら育っているそれぞれのアイデンティティを共有させていかないかと思うんです。積極的に地元は支えているということをもっとアピールした方がいいんじゃないかと。たぶんこれから5年、10年やっていけば先ほど固有名詞を出された場所がもっとも増えてくるんじゃないかと思います。私は、この芦屋市役所の東側の低木の榎の木は大好きですね。阪神間で住宅地を最初に大正時代に作られたときのその名残の木です。非常に素晴らしい歴史的にも育っていったと思うんですが。そのそれぞれの通りにはそういう特色があるというのをもっともって打ち出していくべきで、今回は書き込まれていませんが、次はそれが出てくるようにしたいな、たぶん小林さん、そうおっしゃっていたと思うんですが。是非、今回はなかなか答申のぎりぎりのところまできているので、文章を変えるのは難しいですが、できるだけそういう意図を反映してよりよい実施計画に持って行ってほしいと思います。

畑中委員： 芦屋庭園都市を目指しての緑の基本計画が出てきている中で、先ほど立花さんとかからお話が出てるなか、浅川さんから出てるなかにも、市民、事業者、行政協働というところの部分に、この計画をしていって後どのようにこう緑を作っていく、市民との協働をしていくんであって、ここがわかりにくいなと思うんです。これは文章どうのこうのではなく、この緑の基本計画ができて芦屋市が絵に書いた餅にならないように。私ら議員で視察に行かせてもらいますが、最悪は他市のこと言うと悪いんですが、小樽市。あれだけ河川の綺麗なところで緑の計画を打ち出しながら、プランターの中には枯れた花しかないような状況で、これで平気な計画をしているというぐらいに、逆に指摘して帰ってきたんですけど。それに引き替え素晴らしかったのは、北広島市。市民が協働として街づくりをする、この緑をする中において、庭園コンテストをずっとされているんです。その中でずっと優秀な自分の庭を作って、それを取った方にはマスターの称号を与えて10万円ぐらいするようなプレートをその家に貼る。その人たちが今度審査員になっていくようなことをして、街全体がもう庭園都市、自分の庭を見てくださいというような形のコンクールをどんどんやっていかれているというので、街並が本当に綺麗になっているというので、そこで市民との協働がすごくできている。そういったところまで最終的に市がどのように協働して市民の意識を変えるっていうのが、先ほどの立花さんのコミスクの考えだと思うんですね。それと宮崎。確かに緑いっぱいのところでの提案の仕方で、街中が綺麗です、あそこは。それぐらい芦屋市がやっていただかないと、私は作る意味がないと思うんです。JR芦屋のところ国体あるからって言ってプランターを並べてね、庭園都市と言っているようじゃ駄目だということに思いますんでね。そのへんの意識改革を持った中でこのように基本計画にしたいというのが私の思った感想でございますが。

盛岡会長： はい、ご指摘の通りだと私も思いますけど。

日下部委員： 芦屋駅の南側に喫煙地区っていうのをやっていますが、あれよくな

いですね。駅前の、なんであんなところで吸うんですかね。

畑中委員： 一切吸わないようにしたらいいのに。それが行政の弱さです。

盛岡会長： 吸う人がおられるからまた話がねこうなるんでね。なかなかいいことだとは思いますが。

日下部委員： 要するに基本計画が策定され、市民、事業者、行政がお互いに協力しながら緑の保全なり拡大に邁進するということなんですけど。市民の立場で市民がじゃあ何をしなきゃいかんのかと。別に義務付けするわけじゃないんでしょうけども。何をしないかということを読んでみると、結局家を建てるなり、あるいは維持する中で緑の部分を増やしていくとか、あるいはコンクリートの壁でなく生垣にするとか、ということぐらいなんですかね、市民がやれるとしたら。

岡松主幹： 条例では一定のマンションぐらいしか具体的な規制はないです。

日下部委員： それは事業者に対してやるわけでしょ？ ではなくて市民が、今現在、奥池は対象外みたいな形でなんか扱われていますけれども、市民としてこれを読んで、何を市民として協力していかないかということ、結局読んでいると庭を増やすようにとかいう、それぐらいなもんですか？

岡松主幹： 道路際の景観と言いますか、街並みということで。

日下部委員： 道路のようなところに、その近隣の市民が植えてもいいわけですか？

岡松主幹： いやいや、そうでなくて。それは別の組織になります。

日下部委員： だから、私、こういうのは市民に対して意見を求めてもはっきり言ってゼロですよ。ほとんど。

盛岡会長： そうでしょうね。綺麗に書かれているからね。どこに何を言っているかわからない。

日下部委員： 果たして読んでおられるのかどうかちゅうことがね。意見があまりにもこう完璧すぎてね、ご意見ありませんと言うのか、それかそもそも読んで伝わっているのかどうかちゅうことですよね。やっぱりこれここで宣言の前段が一番拳がっているのが、市民、事業者、行政って拳がっているわけですね。別にこの順序にこだわるわけじゃないんですけど、市民住民として、やっぱり緑の保全なりあるいはその拡充なり、やっぱり基本的に賛成だと思えるんですけども、じゃあ具体的に市民としてどういうことができるのかということ、これ読んでいるとなかなかピンとこないんですよ。結局、例えば助成事業されていますよね、300 万円で何件ですか？20 件もないですか？それでええんかということも絡まってくると思うんですよ。ですから市民の立場からこれを読んで市民として、じゃあこういうことしなければいけないとかね、そういうこう動機付けみたいなものがあんまりちょっと感じられないんですけどね、その辺どうですかね？

岡松主幹： 特に施策、市が市民の方に協力いただくための施策としては緑化助成、これは、平成 3 年頃からやっているわけですけども、その後震災がありまして前の計画を立てたとき、その頃は芦屋は豊かでしたので、年間に 1 億円ぐらいかけて、市としてこうやろうというようなことがありましたから、そういうことでは、今ガラッと変わってしまっていて、この計画では、何か組織を作って市民の方に協力を求めていく施策しかできない。

日下部委員： 私奥池ですが、奥池は高齢化社会を先取りしたとて、たぶんその 65 歳以上の日本の人口割合で、あと 4、5 年したらたぶん 25%、4 人に 1 人が 60 歳以上という人口構成になると思うんですけど。たぶん奥池は、私カウントしたこ

とないですけど、35%から40%ぐらいいくかなと。まさに高齢化社会を先取りしているんですけど。結局私も庭が好きでバラ植えたりして、芦屋市がやっているオープンガーデンには参加はしていないんですけど好きなんです。ただ自分がだんだん年をいっていきますと、やりたくてもやれない状況があるんです。そうすると奥池というのは結構緑豊かなところですから、別に自分とこの庭まで緑化する必要もないのかもしれないですけど。しかし、やっぱりしたいという方でも高齢化でどうしてもできなくなっているというそういう高齢化社会において、やっぱりその緑を増やす、保全するということについて市民もやらないかんでしょうけども、やっぱり高齢化という避けがたい状況があって、これに対してどういう風に向かうのかと、そのあたりのところもちょっと少し高齢化社会での問題があるってことですね。だからお金を出すのはいいんでしょうけども、ただ少ないですし、ただ出すだけでじゃあそれでいいのかと、実現できるんかとなってくるとどうかなという感じはしますよね。それじゃあ、どうしたらいいんやという風になってきますけども。

岸委員： その続きなんでなんですけど。ちょっと他市へいくと、やっぱり、街路樹が、すごくその街を印象付けると思うんですね。今読んでいましてこの2ページで昭和48年に市条例を制定し、平成5年度から14年度の10年間で10万本の植樹をしたと、それを完成した達成したと書いてあるんですね。そしたらこの次を、計画されたら、それを街路樹、それからやっぱりほしいなと思うのは森ですね。そのそういう確保が市でできる森を作れるところがあれば、その森をたくさん作れば芦屋市に来たときに緑が多い。今やっぱり、個々の家庭っていうのはやっぱり敷地がありますので、植えられるものが本当に自分でできることが限られてくる。そうするとやっぱり市がそういう場所の提供をして、街路樹は本当に綺麗ですね、角を曲がればさっと本当にケヤキになったら、宮塚町なんか私なんか大好きで毎日その道を通るようにするとか、そういう風にイチョウが綺麗とか桜が綺麗、その季節によってその道を通り分けているっていうのはしていますので、やっぱり街路樹、その公共としては街路樹と森を対象にしてもらって、それを今は温暖化で急がないといけないときですから、本来10年間でなんて言わないで5年間で10万本とか、見当はつかないですけど、そういう風にここではどうするのかというものが全然見えてこないの、そういう具体的な市としてできるような公共の場で街路樹、そして特色ある木を植えて、何とか通りっていう、そういう風なのをもっともっと作ってほしいなという、明確なものがちょっと見えてほしいと思いました。

竹内委員： あの街路樹に関係するんですけど、やはり木を植えてもJR芦屋の近辺には放置自転車があったりして、美しさが半減しているという感じがしますので、やっぱり一方的に緑を植えるだけでなく、市民のマナー向上とか、それから他の環境行政のこととも関連してくるかもしれないませんが、そういうところと連携しながらやってかないと、ゴミをポンポン捨てられたら全然美しくないなって思います。やはり他の部局と連携しながら市民の意識のレベルアップ、そういうことを心がけることが必要だと思います。また、オープンガーデンをやっている話を聞くんですけど、なかなか拡がりを持たないともよく聞きます。やはり今してる仕組みの中でそれをどうやって他に広めるのか、やりやすいものはなんだろうかということを現状の中で考えていくことも大事なことだと思います。

盛岡会長： 芦屋は緑を育ててきて約何年ぐらいなるんですか。そのクロマツは別にして市街地のことにその力を入れだしてから、4、50年になるんですか。

佐田参事： 緑ゆたか美しいまちづくり条例の制定した昭和48年頃からです。特に



市街地の開発が盛んに言われていた頃から契機かなというようには理解していません。

盛岡会長： やっぱり緑そのものは、樹木の場合には 30 年経つと、相当なボリュームになるんですね。それで、そのクロマツと松浜公園とそれから街路樹については管理する主体がはっきりしているのでいいんですが、そうでない開発に伴って形成されているが、基幹でない緑というのは、やや管理の面で心配なところがあります。具体的に言うと、元々、喜楽苑の前の道は住宅地との間で言うと住宅地側にまず緑があって、それでその歩行者道があって道路との間にまた緑があるという構造なんですね。その歩く道と道路との間の緑の形態と言うのは、たぶんしつらえかたは本来は街路樹なんですよ。ところが段差があるからかなり鬱蒼として繁り、あそこはもう歩けないと住民の方は言うておられる。なぜかと言うと道路面からは見にくい。それから住宅にお住まいの方からすると、覗き込まれたら困るのである程度鬱蒼としていると。鬱蒼としている間に人から見られない空間として続いている道というのは女性の方はちょっと歩けないですね。そういう空間って言うのは、いろんな事例が発生してからでは遅すぎるので、いくつかの緑については、維持管理のステージをもう一段上げないといけない。より高度な人とその緑との関わりというのをデザインする時期がくると思う。それは、今この流れの中から言うとちょっと違う視点なんで、どっかで視野として是非いれたいと思います。本当にいろいろなご意見伺って、でもこういう議論ができるのは芦屋市は緑を非常に育ててきた、過去からのその営みがあるからだと思うんです。やっぱりそのシンボルになる大きな木で民有地にあるものについては、どこかで1つのそのモデルを工夫しないとダメだと思います。もう1つは尼崎市で今、中小企業の団地に隙間緑化というのをやっているんですね。それを市民と中小企業の労働者や経営者も含めて一緒になって育てています。これで芦屋市の三八通りを見ていると、左側はすごくいいのですが、右側の建物は本当に建っているだけなんですね。だから緑化の仕方についても、今までのように木を植えたり、プランターを置くという話以外に、市民の側からまず提案してもらわないといけないと思いますが、少し専門家がコーディネートできるような枠組みを作って、重点地区にふさわしい取組みを促していくような、次の行動計画みたいのものを具体的に作っていかないと。5年経ったら重点地区もあんまり変わりませんでしたという総括にならないように、市長さんにも特段の配慮をするようにおっしゃっていただく中で、是非実現してほしいと思います。その緑の基本計画案につきまして、その大きな方向では皆様のご支持はいただいているという風に思うんですが、その文章の修正等について、特段ここをこういう風に変えた方がいいんじゃないかという点がございましたら、お受けした上で、そしてその修正につきましては、会長、副会長にご一任いただけませんかでしょうか。1週間ぐらいで、もしご意見がお有りの場合は、文書修正について事務局にご提案いただき、ご提案いただいたものについては会長、副会長で責任を持って修文の上、最終的な答申文書にいたしますということで扱いたいと思います。この件ご了承いただいたということよろしいですか？

各委員： はい。

#### < 報告事項 >

##### (1) 芦屋市緑化等環境保全事業助成金の交付状況について

盛岡会長： はい、ありがとうございます。続きまして報告事項に移りたいと思い

ます。

橋本次長： 「芦屋市の平成 18 年度芦屋市緑化等環境保全事業助成金の交付状況等」については、募集時期は 18 年の 4 月 1 日から 5 月 15 日前期と、8 月 1 日から 9 月 15 日後期にわけ募集しました結果、交付決定は 17 件、金額で 2,784,000 円です。それと市の環境処理センターの場内植栽補植工事、216,000 円と合わせまして 3,000,000 円を使っています。あと、各 17 件の概要につきましては、写真とともに内容を資料として添付しています。

(2) 芦屋市環境計画の進捗状況について

橋本次長： 資料 4 の「平成 18 年度の芦屋市環境計画実施事業の報告書」につきましては、平成 17 年 7 月に策定いたしました第 2 次環境計画、この中に本市が目指す環境の姿を実現するために、5 つの基本目標と 7 つの基本方針に基づきまして、平成 18 年度に実施されました事業を報告書としてまとめたものです。

(3) 芦屋市環境保全率先実行計画の実施状況について

橋本次長： 資料 5 では、「平成 18 年度の環境保全率先実行計画の推進状況の結果」についてですが、これは本市が、温室効果ガスの排出量につきまして数値目標を設けまして、それに近づくよう努力してきました内容です。集計結果は、温室効果ガスの排出量では、数値目標として 3%以上の削減ということをして上げていきましたが、結果的には 3.9%の増加という形で数値目標を下回る結果となりました。言い訳になってしまいますが、廃プラスチックにかかる排出量を除いた合計では 1.0%の減、また、廃プラスチックと下水処理にかかる排出量を除いた合計では 2.2%の減となっています。これを挙げておりますのは、下水処理あるいは廃プラスチックの焼却は、市の努力だけではなかなか達成できない部分もあり、市の努力がこういった数値を入れると見えにくいのではないかとのご指摘もありましたので、参考に数値を挙げました。電気使用量につきましては微減、ガス使用量については 14.9%減ということで、努力の認められる部分もあります。年間チェック表のまとめとして、各所管にアンケート的な形で 13 項目について聞いていますが、その中で、実施した概ね 70%以上という回答が多く、意識の浸透が見えるというところもありますが、例えば「ノーマイカーデーでの公用車の利用自粛」では、実施しなかったというのも目立つところもあり、これは徹底をしていく必要があると思います。

(4) 芦屋市保護樹等指定状況について

盛岡会長： 最後の芦屋市の保護樹木等指定状況を、最後にご説明ください。

岡松主幹： 資料の 6 をお願いいたします。保護樹の指定状況の報告でございますが、平成 13 年に個人さんのお宅から、公園に移植をしまして保護に努めてきたことにつきましては、平成 14 年の環境審議会に報告をさせていただいておりますが、これが平成 16 年の 6 月に枯れまして、それにより解除をしたということでご報告をさせていただきます。現在、保護樹は 9 本、位置図を見ていただきましても、阪急電車から南は、2 番の宮川沿い 43 号線の角にあるクロマツ、それから山手幹線の少し南、西芦屋町の 9 番のヒマラヤスギ。阪急電車の南には 2 本しかないということで、そういう指定状況になっています。あと、保護樹林につきましては、芦屋神社とそれから岩園町と六麓荘で指定しています。保護樹・保護樹林の指定基準は、保護樹につきましては、一定の大きさ、下の方の 1 というところで、一定の大きさは、幹

周が目通り 1.5 メートル以上、樹高または樹冠直径が 15 メートル以上。それから保護樹林につきましては、一定の面積、これは約 500 平方メートル、こういうような基準で指定をしてきています。

< 説明事項 >

( 1 ) 保護樹の指定について

岡松主幹：　そういうことで指定していましたが、今後はもっと指定をしていきたいと考えております。具体的には、11 箇所考えておりますが、この保護樹の指定につきましては、大原則は、まず所有者の同意が必要になります。今回まだ同意が得られてない段階ですけど、具体的な施策ということで、先ほどの緑の基本計画の具体的な施策で、今回少し説明をさせていただき、所有者の同意が得られれば次回審議会でお諮りできたらと考えています。

盛岡会長：　ご意見、ご報告をいただいたんですが、一応最後の保護樹等の指定状況についての説明の部分は、新たにこういうところを候補にしたいので、所有者、関係者の了解がまだ得られてない段階だということでございますので、こういった段階でのその扱い方ということについても判断の上、報告事項でありますのご意見等賜りたいと思います。

浅川副会長：　芦屋の市花であります、コバノミツバツツジ、これほとんど知られてないと違うかなという気がします。市役所玄関入ったとこの市民憲章のところにコバノミツバツツジの花が植えてあり、以前ありましたバスの横とか、市から資料を頂戴する封筒にはあるんですが、やっぱり今回のこの冊子の中でも、全くツツジの写真ありませんし、マツはあるんですが。だから、もっともっとやっぱり芦屋の花はコバノミツバツツジですよと言いながら、見たことないでというようなことがあるので、我々芦屋に少ないから西宮の広田神社に見学に行ったようなことです。もっともっと広めていくことも必要だと思いますし、子ども達にも芦屋の市花というのを広めていく必要があるのと違うかなあというような気がちょっといたしました。

日下部委員：　芦屋山手町からずっと奥池に行くあたりは結構ありますよね、5 月頃はね。

佐田参事：　芦屋霊園の中とか。県道奥山精道線の向こう側に、4 月の中旬ぐらいになりましたら。

盛岡会長：　その写真はありますか。ここでひとつ載せてもらったら。

佐田参事：　わかりました。

岡松主幹：　広報に宣伝をお願いしたいと思います。

盛岡会長：　はい、よろしく申し上げます。

畑中委員：　前回は申し上げているんですけど、資料 5 の中で、紙資源回収、水準を維持し、引き続き目標の達成にしていこうというけど、これ前から言っているように、資源は取られているんですよ、これ。昨日も一昨日紙の日も、軽トラックでおじさんが一生懸命積んでいました。ここに書いてるように、紙資源の回収は、市の収入にもなるため、出先施設等にも徹底して回収を図ると。全然徹底してないから、議会からも言っているように、条例を期せ、ゴミは取らないような対策をしっかりとしない。部長答弁でへんな答弁してたけど。またここで書いて、議会やってんじゃないですけど。本当にこの資源をしっかりとしないと回収をするっていうことになれば、そのゴミのことは条例でするんですけど、先進市はやってるわけです。

から、そういうことをやっていただきたいと思います。

盛岡会長： 循環資源であって、あれはゴミではないので、できるだけそういう意識を持ってください。

小林委員： 基本方針の1番の3ページで、5番目の環境学習の推進というところで、実際には小中学生の派遣というのはいないんですか？

橋本次長： 環境学習の推進ということで、小中学校へ派遣しているかどうかについては分かりかねるんですが、市民の団体等には出前講座という形で職員が行ったりしています。学校への派遣があったかどうか聞いておりませんので調べさせていただきますとは思いますが。

盛岡会長： 学校は学校のおすすめ方があるから、教育委員会等々、学校の先生方と環境教育とが連携して事業を行っている自治体はたくさんあります。芦屋市さんもたぶんやっておられると期待はしているんですけど、是非おすすめください。

浅川副会長： それと関連ですが、芦屋市のレクリエーションセンター、野外活動センターが震災後閉鎖になって野外教育というか、子どもの自然と触れ合うというか、やっぱり的確な夏休みのレクリエーションの対象地があそこです。よく調べていませんが、阪神間、7市1町の中でもやっぱり野外センターを持っていないのは芦屋市だけと違うのかなという気がします。やっぱりいち早く何をほっといても、野外活動センターの再開を究めんと、子ども達また市民の家族連れであそこを憩うというそういう場所をやっぱりいち早く作ってやらんというような気がしまして現在に至っておるんですが、そういう目安というかそういう風なものはどうですかね。

盛岡会長： これは議会でもあるとたぶん思います。

畑中委員： やらない方向です。撤去です。

盛岡会長： 代わりにおっしゃっていただいたんですが、行政的にはそれ以上お答えはされませんか。

定雪部長： 議会でも何度も質問を受けております。一応方向性としてはある程度ははっきりしています。私どもの考えなんですが自然体験は大事だと思いますので、将来的には何かそれに変わるものができるかなと思うんですが、私どもの直接の所管ではないのでそれ以上のお答えはできないんですが。

浅川副会長： 残念なことで。もう1点、「夙川の河川敷、一度行ってみいな。西宮の河川敷は綺麗で。」ということで行かせてもらいました。阪急の蕎麦屋さんのあるところから浜の浜尻までずっと見て歩いたんですが、本当綺麗だと思います。芦屋市の河川敷とは様相が全く違いますけども、あそこはやっぱりさくら祭りを賑やかにやっていますし、河川敷の散策というようなこともやっていますが、本当不思議やなと思うぐらいだったんですが、大小のゴミはあるのではという気持ちで行ったんですが、もうほとんど綺麗な河川敷です。市民が憩う唯一の場所やと思います。それで向こうの環境衛生協会の会長とも話をしたんです。業者と市と市民が提携して、犬の糞を集める四角い50cmくらいの鉄製の箱や、それもゴミ箱もあります。そのゴミ箱は、本当は芦屋市やったらゴミ箱は公園なんか行ったら満載しているんです。それが本当下の方だけでした。その管理はどこがしているのと言え、業者が自主的に犬の糞の鉄の箱やゴミ箱置いてその管理をしてもらうんです。もちろん、地元の自治会とか全体の環境衛生協会とかそういうような形の人たちが働きかけてそういう今現在そういう結果になったんだと思いますが、やっぱり業者と市民と行政というような取組みとして、負担を業者にしてそれでいいんだと言うことではなしに、やっぱりみなさんが満足をして綺麗な美しいまちづくりに貢献できるような施策、

これやっぱり市民も協力しますし、業者の方も行政の方もというような、なんか理想的な環境ゾーンかなという気がしましたんで、ちょっと付け加えておきます。

岸委員： 最後の保護樹なんですけれど、保護樹の指定を受けたら、切ったらいけないとか、何かの保護があるのかなんかそういう指定を受けただけなんですか。

岡松主幹： 保護樹を指定して、今の場合1万円という奨励金。

岸委員： それはどういう使われ方をするものですか。

岡松主幹： その木を維持していただくという目的で。もしどうしても途中で土地を処分されるということで、それを伐採するということになれば、解除をさせていただきます。

岸委員： そうなんですか、そういうことをね、守る方の力を入れるのかなと思っただけです。今さっき枯れたのはね、いろんな事情で出てくると思うんですけど、大木っていうのは時間が経たないとできないもんですからそれを保護していくために、その指定をされたのかなと思っただけです。

岡松主幹： 保護するということと、その他にも。

岸委員： 切らないように、できるだけ置いておく。できるだけというか、がんばって置いてもらいたい。そういうことがちょっと載っていないのでね。非常に街路樹でもなんか立派なのがありますよね。だからそういう風なものも含めて。

岡松主幹： これまでは、4ページに書いていましたように、学術的とか、非常に難しい書き方ですが、芦屋市は阪急電車から南は、木がどんどん無くなっていくということから、みんなで木を大事にすることで市民の方が関心を持って、神戸市さんの方では、市民の方からの応募、私とこの街角ではこんな木があるということをやられている。保護樹は、特に貴重だと思っています。

岸委員： 個人の家が、そういう風なことも、できないかなと思って。

岡松主幹： ただ、市は指定はしますけれども、個人さんの事情で切ることはやむをえないかなと思うんです。というのは、現在たった9本しか指定していない。これは、指定をすると切れないんじゃないかなという風に、縛りをあんまりかけると協力も逆にいただけないんじゃないかと思いまので、積極的に指定をしていきたいんですけど、指定をしたらもう切れないということになっていましたら、指定も逆に減ってくるかと思っています。

岸委員： そしたら、周りの方が今神戸市みたいに、あれがあるよという風にして指定すると個人的なタッチできない部分に入ってしまうんですね。なんとか残る方法でお願いしたいと思います。

畑中委員： だから保護樹っていうこと自体がそれを意識付けるための保護樹に指定しているわけでしょ。それをちゃんと答弁しないから進まないの、ちゃんと明確に教えてくださいよ。

幣原委員： 資料3の緑化の助成金のことについてなんですけども。これ前回もちょっと触れさせていただいたんですけども、これは総額が300万円ということで、毎年この金額の助成制度があるんですけど、今年の報告を拝見しましても、やっぱり300万円に限りなく近い金額のご応募をいただいている、執行もほぼこの金額きりきりされているというような状況だと思うんですね。助成金そのものっていうのは、このように活用していただいていることはとってもいいことだと思うので、それはそれでいい助成金なので置いといたらと思うんですけどもね。緑化そのものの考え方としてね、先ほど来から意見それぞれいろいろ出ておったと思うんですけども、第1段階としてそのお金をいただく、経済的な支援をいただくから緑化してみ

ましようというのは、最初のちょっと呼び水的な段階なのかなという風に思うんですね。更にこれから本来どういうところに行かないといけないかというところ、緑化そのものに対して非常に高い意識を持っていただいて、先ほどちょっと畑中議長もおっしゃっていましたように、緑化そのもの、例えばオープンガーデンのコンテストだとかそういったもので意識付けをしていくということに、本来繋げていかないといけないと思うんですね、その発達段階としては。もうこの総額そのものを増やしていくお考えは何度か聞かせていただいたんですけども、ないってことです。これをどういう風なことに入り口、この助成金そのものを入り口として、どういうところに広げていこうかというようなことを、ちょっとそのそろそろアイデアとして確固たるものを持っておく時期なのかなという風に思うんですけども、何かそのあたりはお考えになっていらっしゃるということはないですかね。

林課長： 確かに緑化等環境保全の助成金は、原資が決まっておりますので、年間300万ということで、これは今予算的には仕方がないのかなと思っています。ただ、先ほど申しましたオープンガーデンでありますとか、芦屋市でも花と緑のコンクールを18年度からそれぞれ取り組んでおります。まず、冊子ができた段階で新たなご家庭にも眼を向けないと、直接昨年度からは呼びかけに行っておりまして、できるだけ広めていきたいという考えではあります。あとこの助成につきましても、市の財政ともいろいろ今話をしているところでこの緑の基本計画の策定によってなんとか新たな政策的な支援もできるような形で動いてはいきたいと考えています。

幣原委員： その意識啓発っていうところから繋がって、例えば、資料6にいただいている保護樹を指定しようっていうようなことになってきた場合にも、各個人の方のお家に立っている木であったりする場合、先ほども話に出てましたようにね、そういう木を保全するっていうことに意識的に協力をいただいて縛りをかけすぎると、もう嫌だよと、そんなことに指定されるのは嫌だよってことになってしまったりってような葛藤があると思うんですけども、そういうことを解決していくというようなことも含めて、市民の方の緑化ということに対してね、緑を守っていくということの意識付けっていうようなことにしていくと、よりスムーズに計画したものが進んでいくという風に思いますので、最初の計画の中にもその啓発というようなことが入ってはありましたけども、全て円滑にしていけるためにはこう必要なことかなと思いますので、力を入れていっていただきたいなあという風に思います。よろしくをお願いします。

盛岡会長： 今日の主題は芦屋市緑の基本計画についての答申を行うことが第1番目でした。この点については先ほど基本のご賛同をいただきましたので、修文等については1週間の期限をおいてお届けいただいたものの扱いについては会長、副会長の方で処理をさせていただくとご了解をいただいております。先ほどから報告に関するご議論をたくさんいただいたわけですが、たぶん報告という扱いではありますけれども、今後の施策の方向について各委員の方からご意見をたくさんいただいたと思っています。是非、事務局の方でそれを受け止めて、次のその施策の中に反映をさせていただきたいというようにお願いを申し上げまして今日の審議会を終了したいと思います。最後に、次回の会合の日程等何かその予定があるようでしたら事務局からお願いしたいと思います。

## 8 閉会

橋本次長： 本日は長時間に渡りましてご審議いただきましてありがとうございました。次回でございますが、新年度に入ってからになるかと思いますが、また日程調整させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。本日はありがとうございました。

盛岡会長： どうも、ありがとうございました。

閉会